

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

| 目次                                      | ページ |
|---|-----|
| <b>告 示</b>                              |     |
| ○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)               | 49  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)            | 49  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)     | 49  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 49  |
| ○道路の供用の開始..... (道路課)                    | 50  |
| ○土砂災害警戒区域の指定..... (砂防災害課)               | 50  |
| <b>支庁告示</b>                             |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告.....                    | 50  |

**告 示**

**北海道告示第676号**  
 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。  
 平成19年10月23日  
 北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 増毛郡増毛町暑寒沢830（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 魚つき
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第677号**  
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成19年10月23日  
 北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内506の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第678号**  
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。  
 平成19年10月23日  
 北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第679号**  
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。  
 平成19年10月23日  
 北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

江差町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 江差町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第680号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年10月23日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名       | 供用開始の区間                                     | 供用開始の期日    |
|-----------|---|------------|
| 道道 美馬牛神楽線 | 上川郡美瑛町字瑠辺薬2232番4地先から<br>上川郡美瑛町字瑠辺薬9588番地先まで | 平成19.10.23 |

**北海道告示第681号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成19年10月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 三泊二股川（I-51-0520）

2 土砂災害警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり）

3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌土木現業所及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**支 庁 告 示**

**北海道胆振支庁告示第52号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月23日

北海道胆振支庁長 大杉 定通

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピューター等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

パーソナルコンピューター 27台

プリンタ 2台

カラープリンタ 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年1月7日から平成24年1月6日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 北海道内に事業所を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年10月23日から11月9日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号  
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館4階大会議室  
(送付による場合は、郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課)

(2) 入札日時 平成19年12月4日 午後1時30分(送付による場合は、平成19年12月3日必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

#### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次

による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課  
(2) 所在地 郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号  
電話番号 0143-24-9857

#### 10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
Personal Computer 27, Printer 2, Color Printer 1, 1 set  
B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., December 4, 2007  
(If mailed, bids must arrive no later than December 3)  
C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department,  
Muroran District Public Works Management Office, 11-Gou, 9-Ban, Saiwaichou,  
Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan.  
Phone : 0143-24-9857

